

特集憲法

平和憲法が危ない!
知らない間に変わってしまう!?

“集団的自衛権”ってなに?
憲法が禁止しているのに何故?



安倍首相は、参院選での自民党大勝を受け「集団的自衛権行使は憲法9条に違反する」という従来の憲法解釈を変更する動きを強め、その第一歩として、8月、内閣法制局長官に、集団的自衛権を認めることに積極的な元外交官として知られる小松一郎氏を起用しました。集団的自衛権は、日本が攻撃されていない場合でも同盟国や密接な関係がある第三国の軍隊等に攻撃が加えられた場合に自衛隊が武力行使に踏み切ることを認めるもの。これが認められるなら、アメリカが行ってきたベトナム戦争やイラク戦争等のような侵略戦争に日本が参加することにつながります。そもそも解釈を変えて憲法9条を実質的に

空洞化させる考え方自体、憲法軽視も甚だしい。絶対許してはなりません。



名古屋北法律
事務所
長谷川 一裕
弁護士